

時効

I. 時効総論

時効とは何か

時効とは、ある事実状態が一定期間継続した場合に、その事実状態にしたがった権利関係を認める制度。2つの種類に分かれる。

取得時効 権利者としての事実状態が一定期間継続した場合に、権利の取得を認めるもの。

消滅時効 権利の不行使という事実状態が一定期間継続した場合に、権利の消滅を認めるもの。

時効制度の存在理由

- ① 社会の法律関係の安定 長期間継続した事実状態の上に築き上げられた信頼を保護することは社会秩序の安定につながる。
 - ・ 当事者の生活関係の保護
 - ・ 第三者の保護
- ② 権利行使の懈怠 権利のうえに眠る者は保護に値しない
- ③ 立証困難の回避 長期間継続した事実状態は、真の権利関係に一致する蓋然性が高いから、現在の権利者を確定するのに時効の主張を認めようとする。

①②は、時効により真の権利者が権利を失う場合を念頭においた説明→**実体法説**

③は、時効により真の権利者の権利・利益が守られる場合を念頭においた説明→**訴訟法説**

時効制度の法的位置づけをめぐる考え方

A. 実体法説

時効制度は、真の権利者の権利を消滅させ、無権利者だった者に権利を取得させるための制度、つまり実体法上の権利得喪原因である。

根拠

- ①社会の法律関係の安定
- ②権利行使の懈怠 ー 権利のうえに眠る者は保護に値しない

問題点

①について 時効が認められるためには、永続した事実状態を前提に構築された法律関係の存在は要求されていないし、第三者の信頼の有無も要件としてない。

②について 民法では1年から3年の短期消滅時効も定められているため、権利のうえに

眠っているとまではいえなくても時効が認められる場合も少なくない。

B. 訴訟法説

時効とは、本当は権利を有する、または義務を負わないものが、長期間経過した後にそのことを証明できないために不利益をこうむることのないよう保護するための制度である。つまり、時効は真の権利状態があることを前提としてそれを証明するための手段として機能する。

根拠

一定の事実の継続は、真実を反映する蓋然性が高いという考え方に求められる。

問題点

- ・ 非権利者が保護される可能性
- ・ 民法の規律との整合性—民法の規定はいずれも、時効によって権利を取得するないしは権利が消滅するという定め方をしている（162条・167条）。これは実体法説を前提としたもの。

C. 多元説

時効制度をいずれか一方の立場のみで正当化するのは困難であることから、それぞれの立場が強調する二つの側面をどちらも認める。時効制度に含まれる多様な制度ごとに個別に考える。（取得時効と消滅時効で分けて考え、さらに短期時効制度と長期時効制度に分けて考える。）

II. 取得時効

取得時効の意義

取得時効 = 占有者が一定の期間にわたって一定の要件を満たした上で物を継続して占有することにより、占有を正当化する権利（本権）を取得する制度。

所有権の取得時効が認められる範囲

（1）即時取得制度との棲み分け

善意無過失の占有者について即時取得制度（192条）があるため、動産については即時取得制度で処理されることが多いが、動産の全てがそうなるわけではない。

根拠 即時取得の要件に「取引行為」を通じて動産の占有を取得したことが挙げられるから。

(2) 物の一部

物の一部も取得時効の対象となりうる¹

(3) 公物

むやみに公物の時効取得を認めると公共の利益を害する恐れがあるので、取得時効の成立範囲は限定されなければならない。

判例 「長年にわたって事実上公の目的に供用されることなく放置され、その公共用財産としての形態・機能を喪失し、その物の上に他人の平穩公然の占有が継続しても實際上公の目的が害されることもなく、もはやその物を公共用財産として維持すべき理由がなくなったような場合」には、もはや公物でなくなったか、「黙示的な公用廃止」があったものとして時効取得が認められる²。

(4) 自己の物

所有権に基づいて物を占有する者にとっても、登記を経由していないなどの理由で所有権取得の立証が困難になるケースがある。従って、「自己の物」についても取得時効を論ずることには実益がある。ただし 162 条は取得時効制度の対象を「他人の物」としていることが問題。

判例 162 条が「他人の物」と表現したのは通常の場合に自己の物について取得時効を援用することが無意味だからであって、自己の物について援用を許さない趣旨ではないと説明³。

所有権の取得時効の成立要件と諸問題

162 条によれば次の [I] ~ [III] を全て満たさなければならない。

[I]一定期間の占有の継続

長期取得時効：占有者が占有開始時に悪意 or 有過失のとき 20 年（162 条 1 項）

短期取得時効：占有者が占有開始時に善意無過失⁴のとき 10 年（162 条 2 項）

<時効期間の起算点は要求される事実状態が開始した時点なのか？（＝占有開始時説）

それとも現在から所定の期間を遡った時点なのか？（＝逆算説）>

¹ 一筆の土地の一部について 大判大 13・10・7 民集 3 卷 509 頁

² 最判昭 44・5・22 民集 23 卷 6 号 993 頁・最判昭 51・12・24 民集 30 卷 11 号 1104 頁

³ 最判昭 42・7・21 民集 21 卷 6 号 1643 頁

⁴ 短期取得時効で要求される「善意無過失」とは「自己に所有権があると信じ、かつ、そう信じたことについて過失がないこと」をいうとされている。最判昭 43・12・24 民集 22 卷 13 号 3366 頁など

判例 逆算説では短期取得時効の善意無過失要件の判断基準時が不安定になる、として占有開始時説をとる。

有力説 取得時効では所定の期間事実状態が継続していることが重要なことから、少なくとも長期取得時効に関しては起算点を固定する必要はないとして逆算説をとる⁵。

<占有開始時に善意無過失であった者が後に悪意に転じた場合はどうなるのか？>

162条2項は「占有の開始のときに」とあるので、善意が10年間継続することは求められていない。よって、この場合でも取得時効に必要な期間は10年である⁶。

<187条1項により前主の占有と後主の占有が併合されて時効期間として主張される場合に、前主が善意無過失で後主が悪意 or 有過失のときはどうなるのか？>

第一占有者基準説 前主の占有開始時から10年の経過により後主は時効取得する⁷。

学説による理由づけ： 例えばA→B→C→Dと不動産が譲渡され引渡しが行なわれていた場合にB・Dが悪意でCが善意であった場合、①AはCの善意占有が継続していれば短期取得時効の完成を受け入れざるを得なかったし、②取得時効の完成がなければ、善意のCが悪意のDに対して追奪担保責任（561条前段・DはCとの売買契約を解除できる）を負う可能性があるために、Cに不測の不利益を与えてしまう（これでは取引に萎縮的に作用しかねない）からである⁸。

双方占有者基準説 第一占有者基準説では、上のケースで言えばDが過剰に保護される結果となり、妥当でない⁹。よって、時効完成時の占有者の善意無過失まで要求すべき。

[II] 所有の意思に基づく占有であること（自主占有）

所有の意思＝所有者と同様に物を排他的に支配しようとする意思。

判断基準 占有取得の原因（権原）の客観的性質により定まる（判例・通説）。

[III] 占有が平穏かつ公然のものであること

短期取得時効の善意無過失要件と違い、占有開始時だけでなく占有保持中も「平穏」「公然」という態様を継続していなければならない。

①平穏

「強暴」（強迫・暴行）の反義語。判例によれば「法律上許されざる強暴の行為を以てしたるにあらざる場合」とされており、強暴とされるには違法行為とされる強迫・暴行を用いた占有であることが必要である¹⁰。

⁵ 河上 559 頁

⁶ 大判明 44・4・7 民録 17 輯 187 頁

⁷ 最判昭 53・3・6 民集 32 卷 2 号 135 頁

⁸ 河上 560 頁

⁹ 潮見 277 頁

¹⁰ 大判大正 5・11・28 民録 22 輯 2320 頁

②公然

「隠秘」「隠匿」の反義語。密かに隠し持っていないことをいうとされている。
専ら動産について問題となり、物を盗んだ場合などに「公然」の要件に欠ける可能性がある。

所有権の取得時効の要件に関する主張・立証責任など

前提知識として・・・（3回生のために設けました。当日は説明いたしませんので、読んでおいてください。）

・法律上の権利推定規定

権利 E の本来の発生要件事実が T であるにも関わらず、「A という事実があるとき、E という権利があると推定する」と法により規定されている場合がある。

この場合、A が証明されたならば、推定の効果を争う者は権利 E が被推定者に帰属しないことについて主張・立証責任を負担する。

すなわち、この主張・立証責任を免れるには、本証（＝推定が真実とは異なるということを裁判官に確信させるに足る立証）が必要である。

この本証に成功した場合は、E は被推定者に帰属しないことが確定する。

・法律上の事実推定規定

法律効果 E の本来の発生要件事実が T であるにも関わらず、「A という事実があるとき、T という事実があると推定する」と法により規定されている場合がある。

この場合、A が証明されたならば、T の存在を争う者は T の不存在について主張・立証責任を負担する。

すなわち、この主張・立証責任を免れるには、本証が必要である。

・事実上の推定

民事訴訟法 247 条は、裁判官が「自由な心証により、事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断する」としている（自由心証主義）。すなわち、裁判官は「A という事実があったときに T という事実がある」と、経験則に照らして判断する。この判断過程で A という事実から E という事実が存在すると確信を抱くことを事実上の推定という。

A が証明されたならば、T が存在するとの心証が裁判官に形成される。

すなわち、この心証を破るためには、反証（＝推定が真実とは異なるのではないかという合理的疑いを裁判官に生じさせる程度の立証）が必要である。

この反証に成功した場合は、T の存否につき真偽不明の状態となる。

・暫定真実を定める規定

法文上は T という事実の存在が法律効果 E の発生要件とされているように見えるが、実際は T の不存在が E の発生障害要件と規定されている場合があり、この場合の事実 T を暫定真実という。

特に何もしなければ法律効果 E が発生することになり、E の発生を争う者が T の不存在について主張・立証責任を負う。

すなわち、E の発生を回避するためには、本証が必要である。

①短期取得時効の「善意」要件

186 条 1 項は、占有者が善意だと推定している。これは暫定真実を定める規定であり、取得時効の完成を争う者が、占有者が悪意であることにつき主張・立証責任を負うことになる。

②短期取得時効の「無過失」要件

188 条（法律上の権利推定規定とされる）は即時取得の場合には適用があるが、取得時効の場合には適用がないとされている。

根拠 188 条では「占有は適法になされていることが通常である」との考慮から推定が導かれるが、これは簡易・迅速さが要請される取引の場面においては、188 条を介して占有者の無過失を推定することが妥当である。それに対して、取得時効が問題となる場面では簡易・迅速な取引は要請されず、188 条の適用があれば占有者に過剰な保護を与えてしまう¹¹。→したがって、無過失要件は、取得時効の完成を主張する者が主張・立証責任を負う¹²。

③取得時効の起算点

判例 起算点は時効取得のために要求される事実状態の開始時点に固定される（上述）。しかし、取得時効の完成を主張する者は、任意の一時点を選択し、その時点での占有を主張・立証すれば足りる。「その時点で占有を開始したこと」まで主張・立証する必要はなく、相手方が「その時点よりも前に占有があったこと」について主張・立証しなければならない、とされている。

④占有「継続」要件

186 条 2 項は、前後 2 つの時点において占有をした証拠がある場合は、占有はその間継続したものと推定する。

根拠 占有継続の事実を立証するのは困難であり、それを救済するため。これは法律上の事実推定規定であり、占有者が前後 2 つの時点における占有の立証に成功した場合には、取得時効の完成を争う者が、2 時点間の占有継続がなかったことについて主張・立証責任を負うことになる。

¹¹ 佐久間 II 279 頁

¹² 最判昭 46・11・11 判時 654・52 など

⑤「所有の意思」要件

上述したとおり、186条1項は、占有者が所有の意思を有していると推定している。これは暫定真実を定める規定であり、取得時効の完成を争う者が、占有者には所有の意思がなかったことを主張・立証しなければならない。そのためには、次のAもしくはBの事実を主張・立証すればよいとされている¹³。

A. 他主占有権原

占有者がその性質上「所有の意思」がないものとされる権原に基づき占有を取得したという事実。

B. 他主占有事情

占有者が占有中、真の所有者であれば通常はとらない態度を示したり、所有者であれば当然とすべき行動に出なかったり、外形的客観的に見て占有者が他人を排斥して占有する意思を有していなかったと解される事実。

※ 相続による占有承継があった場合には特殊な考慮がなされることがある¹⁴

⑥「平穩」・「公然」要件

186条1項は、占有者が平穩に公然と占有をすると推定している。

これも暫定真実を定める規定であり、取得時効の完成を争う者が、「強暴または隠秘による占有であること」を主張・立証しなければならない。

所有権以外の財産権の取得時効の成立要件

163条によれば〔I〕～〔III〕を全て満たさなければならない。

〔I〕財産権の行使

現実に権利の内容をなす行為をすることまで求められるわけではなく、占有を伴う権利であれば、占有・対価の支払い・公示手段の具備などが権利の行使を徴表しているとみてよい¹⁵

〔II〕自己のためにする意思

¹³ 最判昭58・3・24民集37巻2号131頁など

¹⁴ 例えば、被相続人が他人から無償で借りていた家に、相続人が移り住んで自己の物として占有し始めた場合などは、相続人が被相続人の占有とは異なる性質のものとして占有を始めていることになる。この場合には、185条後段により、被相続人から承継された他主占有が相続人のもとで自主占有に転換することがあるとされている（相続の新権原性・最判昭46・11・30民集25巻8号1437頁）。

このような（相続による自主占有への転換を認める）場合には、取得時効の完成を争う者が①もしくは②の事実を主張・立証しなければならないとのルールを相続人独自の占有についても貫くのは不適當である。

そこで、自主占有への転換が認められるには、相続人による「事実的支配が外形的客観的にみて独自の所有の意思に基づくものと解される事情」（「自主占有事情」という）が認められなければならないとされている（最判平8・11・12民集50巻10号2591頁）。佐久間Ⅱ277～278頁参照

¹⁵ 河上555頁

権利の行使により事実上の利益を受けようとする意思のこと¹⁶。

〔Ⅲ〕行使態様が平穩かつ公然であること

取得時効の認められる権利の範囲

163条に「所有権以外の財産権」の取得時効の規定があるが、全ての財産権が取得時効の対象となるわけではないとされている。少なくとも「権利の継続的支配」や「権利の継続的行使」という概念になじむものでなければならない。

①形成権（取消権や解除権など）

形成権は権利者の一方的意思表示により法律関係を変動させる権利なので、「権利の継続的支配」や「権利の継続的行使」の概念になじむものでない。→取得時効の対象外

②1回きりの給付を目的とする債権（証券化されていない金銭債権など）

①と同様の理由により、取得時効の対象外。

③身分関係・身分上の権利・身分を前提とする権利（扶養を受ける権利など）

日本法では身分関係などは「継続する事実状態の保護」「証拠提出困難からの保護」「権利主張に怠慢な者へのサンクション」といった制度目的にはなじまないとして、時効取得の対象外とされる。

④法定要件を満たすことによって成立すべき権利

留置権や先取特権などは法定要件を満たさないまま、時効取得によって権利取得を認めることが不適切である。→取得時効の対象外

⑤283条の要件を満たさない地役権

特に通行地役権について、何が「外形上認識することができる」（283条）ことを指すのかが問題となる。

判例 a.通路が開設されていること¹⁷ b.開設が要役地の所有者によってなされること¹⁸の両方を要求。

根拠 要件を満たさない場合は、要役地所有者の通行を承役地所有者が好意で黙認することが珍しくなく、通行地役権の時効取得を認めることが不適當だから¹⁹。

¹⁶ 佐久間Ⅱ257頁

¹⁷ 大判昭2・9・19民集6巻510頁

¹⁸ 最判昭30・12・26民集9巻14号2097頁

¹⁹ 佐久間Ⅱ243頁

⑥賃借権

賃借権が取得時効の対象となるかどうかについては争いがある。

判例・多数説 ①目的物の継続的な用益という外形的事実が存在し、②それが賃借の意思に基づくことが客観的に表現されている場合には認められる。

少数説 時の経過という単なる事実のみから目的物所有者に債務（使用収益供与義務など）を課すのは意思自治の観点から不適當であるので、時効取得を認めるべきではない²⁰。

Ⅲ. 消滅時効

消滅時効の意義

消滅時効 = 権利者が権利を行使できるにも関わらず一定の期間にわたって権利を行使しないことに基づいて、権利を消滅させる制度²¹。

Cf. 除斥期間

消滅時効と似た制度として**除斥期間**がある。

除斥期間はいわば「権利の寿命」²²であって、権利関係の確定のために設けられた権利消滅期間であり、「権利関係を早期に画一的かつ絶対的に確定させる」という公益的要請に裏打ちされたものである。

それに対して消滅時効は私益的な要請に裏打ちされている。このことから、除斥期間には、消滅時効と以下のような違いがある²³（ただし学説に異論あり・特に①⑤）。

- ①中断・停止の問題が起こらない。
- ②当事者の援用は問題とならない。
- ③相対効・遡及効はない。
- ④起算点は権利発生時
- ⑤除斥期間の適用が信義則違反・権利濫用になることがない。

ただし、法文に「除斥期間」との表現がないため、どのような場合が消滅時効で、どのような場合が除斥期間なのかがしばしば問題となるが、これについては、個々の権利・権利関係の性質と各制度の趣旨を対応させながら判断するしかないとされている。

Cf. 権利失効の原則

²⁰ 河上 554 頁

²¹ ただし、権利が消滅すると言っても、権利の不存在と全く同じに扱われるわけではなく、例えば債権で言えば、訴求力は消滅するが、給付保持力が残るとされている。

²² 河上 532 頁

²³ 最判平 1・12・21 民集 43 卷 12 号 2209 頁・最判平 10・6・12 民集 52 卷 4 号 1087 頁

権利失効の原則とは、権利の不行使が長期間継続しているために、もはや権利行使はあるまいと義務者が信じている状況において突然に行使することが信義に反するとして、権利行使を許さないとする法理。

これは信義則のあらわれとして、ドイツで形成されたもので、日本法への導入を主張する見解もあるが、それを批判する見解の方が多数である。

判例は権利失効の原則を一般論として認める²⁴が、具体的事案の解決としてこれを適用した事例はない。

消滅時効の対象となる権利の範囲

①身分上の権利・身分を前提とする権利（扶養を受ける権利など）

財産権ではないので、消滅時効の対象を財産権に限る 167 条 1 項 2 項により、消滅時効の対象とならない。

②所有権

206 条によれば物の自由な使用・収益・処分をその内容としている。従って、権利を行使しないのも全く自由だから消滅時効にかからない²⁵。

167 条 2 項の「所有権以外の財産権」という文言はこのことを示している。

③所有権から派生する権利

所有権に基づく物権的請求権や、その一内容としての共有物分割請求権・相隣権・登記請求権など。

所有権から派生する権利についても消滅時効にかからないと考えると、所有権が消滅時効にかからないことが無意味になってしまう。よって、消滅時効にかからない。

④担保物権とそれから派生する権利

被担保債権が消滅時効にかかれば、被担保債権を担保するために設定された担保物権は単独で存続する意味はないので、これも消滅する（附従性による消滅）。

担保物権が単独で消滅時効にかかるか？

抵当権については、396 条と 397 条に規定があるが、この条文の解釈については争いがある。**判例** 抵当権の第三取得者であれば、「抵当権独自の消滅時効」を援用できる。他の担保物権については、396 条類推適用により抵当権と同様に解すべきである。

担保物権から派生する物権的請求権についても、本体の権利と運命を共にすべき性格のものであって、独立して消滅時効を考える必要はない²⁶。

²⁴最判昭 30・11・22 民集 9 卷 12 号 1781 頁

²⁵河上 582 頁

²⁶河上 583 頁

⑤形成権

形成権が独立して消滅時効にかかるか？

判例 形成権も消滅時効にかかり、具体的請求権の消滅時効とは別物であるとする。すなわち、具体的請求権の消滅時効は、形成権行使の時点から進行する。

126条・426条・566条3項は形成権自体の消滅時効を定めたものと読むことができ、判例はこれに従ったものと思われる。

四宮・河上 形成権は具体的な請求権を生じさせる手段に過ぎないのだから、形成権と具体的請求権の消滅時効は一体のものとして考え、具体的請求権の消滅時効期間にそろえるべきである。

幾代・内田 形成権については中断を観念しがたいことから、形成権の権利行使期間は一律に除斥期間であるとする。

消滅時効の成立要件

消滅時効の要件 = 一定期間にわたる権利の不行使

その期間について、民法は2つの原則例外構造を採用している。

①167条の内部にて2項=原則/1項=例外

②169条以下=特別短期消滅時効（より短期の消滅時効期間）

根拠 いくつかのタイプの債権を発生させる契約関係の特殊性を考慮すれば、法律関係を早期に確定させる必要があると判断されたから。

消滅時効期間ごとの概要

[5年の消滅時効]

- ・定期給付債権（169条）
- ・商行為により生じた債権（商法522条）
- ・詐欺／強迫／制限行為能力を理由とする意思表示の取消権（126条）
- ・相続回復請求権（884条）

[3年の消滅時効]

- ・170条／171条所定の債権
- ・不法行為に基づく損害賠償請求権（724条前段）

[2年の消滅時効]

- ・172条／173条所定の債権
- ・詐害行為取消権（426条前段）

[1年の消滅時効]

- ・174条所定の債権
- ・遺留分減殺請求権（1042条前段）

[6月の消滅時効]

- ・消費者契約における誤認／困惑を理由とする取消権（消費者契約法7条1項前段）
- ・訪問販売における誤認を理由とする取消権（特定商取引法9条の2第4項前段）

これ以外に規定された特則について

①定期金債権の消滅時効（168条）

年金や利益配当金のように、一定額の定期給付をすることを債権者が債務者に期待できる地位を定期金債権という。

各期に一定の給付を請求する権利を「支分権」として、「定期給付金」と呼ぶ。

そして、これを発生させる源となる債権を「基本権」として、「定期金債権」と呼ぶ。

定期金債権は、①第1回の弁済期から20年を経過したとき、または②最後の弁済期から10年を経過したとき消滅する（168条）

支分権についての弁済がなされると、基本権の承認があったものとして、基本権の時効に中断が生じるとされる。

②判決等によって確定した権利の消滅時効（174条の2）

特別短期消滅時効の定めのある債権であっても、確定判決・裁判上の和解・調停・その他確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利は、時効期間は10年となる。

（同1項）

ただし、確定のときに弁済期が到来していない債権には適用がない（同2項）。

債権の存在が公権力によって確定された以上は特に保護されるべき権利であり、しかも時効中断のために短期のうちに再び提訴を必要とするのは煩瑣に過ぎるという理由から、昭和13年に追加された条文である。

消滅時効の起算点

166条1項は、消滅時効は「権利を行使することができる時から」進行するとされる。この文言の解釈については争いがある。

A. 法的可能性説

法律上の障害が止んだ時から進行するという考え方。

B. 事実上の期待可能性説

法律上の障害だけでなく、事実上の障害も消滅時効の進行を阻止すると考え、これらが止んだ時から進行するという考え方。

事実上の障害＝債権者の病気などの個人的事情で権利行使ができないこと

批判

- ・ A 説に対して：時効制度を裏付ける考え方のひとつである「権利の上に眠る者は保護しない」との思想を貫けば事実上の障害まで考慮しなければならないはずであるし、そもそも権利が発生しているかどうかは裁判を待って初めて確定できる場合もある。
- ・ B 説に対して：事実上の障害を個別に判断するようなことになれば、具体的事情に応じて起算点が変わってくることになり、法的安定性を害してしまう。

判例 一般にはA説とされてきた²⁷。しかし、債権の消滅時効の起算点に関して、具体的事案の解決としてだけでなく、一般論としても B 説を採用したのではないかと考えられる最高裁判決が出ている²⁸。

<債権の差し押さえ・債権の質入れは、法律上の障害か否か？>

債権が第三者によって差押えられたり、債権者自身によって質入されたりした場合、その被差押債権・質入債権についての行使権者である債権者自身は権利行使を制限される（481 条 1 項参照）。

このような処分行為自体は、単に行使権限が差押債権者や質権者に委譲されたに過ぎず、権利行使自体についての障害は存在しないため、消滅時効の進行を妨げない²⁹。

<抗弁権の付着した債権の場合、債権者はそのままでは相手方に請求できないことは法律上の障害といえるか？>

例えば、売買契約において同時履行の抗弁権（533 条）が付着した債権の場合、一方の債権者は、弁済期が到来しても自己の反対給付について弁済の提供をした上で請求しなければならない。

これについては、自己の債務を提供すれば請求できる以上、相手方の抗弁権によって請求できないことは法律上の障害とは考えられていない³⁰。

なお、法律上の障害の代表は、履行期の未到来である。

以下は、債権の種類によって履行期がどのように到来するかをふまえつつ、関連問題を検討する。

① 確定期限付き債権

債権者は履行期日の取引時間の初刻から権利を行使できるはずであるから、140 条の趣旨に照らし、消滅時効はその日の翌日午前 0 時から起算される。

²⁷ 大判昭 12・9・17 民集 16-1435 頁

²⁸ 最判平 15・12・11 民集 57 卷 11 号 2196 頁

²⁹ 河上 586 頁

³⁰ 幾代 504 頁

②不確定期限付き債権

履行期は客観的な期限の到来の時点であるため、消滅時効はその時点から起算される。
履行遅滞責任を負う基準時＝債務者がその期限の到来を知った時（412条2項）とは必ずしも一致しない。

③期限の定めのない債権

履行期は債権発生の時点であるため、消滅時効はその時点から起算される。
履行遅滞責任を負う基準時＝債務者が履行請求を受けた時（412条3項）とは必ずしも一致しない。

④停止条件付き債権

条件成就の時点から消滅時効が進行する。しかし、条件が成就している可能性（すなわち権利が行使できる可能性）を認識できるとしても、債務者に権利行使を期待できない場合がある。この場合は、事実上の期待可能性説による処理が望ましい（上述の最判平15・12・11民集57巻11号2196号）。

⑤不作為債権

債務不履行（違反行為）となる作為があつてはじめて履行請求が問題となるので、債務不履行時から消滅時効が進行する。

⑥法定債権

法定債権が成立するための要件が満たされた時点から消滅時効が進行する。

＜履行請求権と債務不履行に基づく損害賠償請求権の消滅時効の起算点は、それぞれ別個に考えるべきか？＞

判例・通説 債務不履行に基づく損害賠償請求権は履行請求権が転形したものに過ぎないので、本来の債務の履行を請求できる時点から消滅時効が進行する（同一性理論・解除による原状回復義務の不能に基づく損害賠償請求権について同旨であるのが最判昭35・11・1民集14巻13号2781頁）。

有力説 裁判上において本来の債務の履行を請求する場合と損害賠償を請求する場合とで主張すべき要件事実には違いがある（「損害」要件）等のことを考慮すれば、損害賠償請求権については債務不履行時から起算すべきであるとする³¹。

³¹ 潮見 306 頁

Cf. 抗弁権の永久性の理論

消滅時効にかかるのは訴訟上の「請求権」だけであって、その母体となっている「実体法上の権利」まで消滅するわけではないという「訴訟法説」に従えば、実体法上の権利はいつまでも存在すると考えることができる。

ここで一部の学説は以下のように考える。

抗弁権は、相手方の請求権の存在を前提とした上で、その行使を阻止するために設けられた権利である。それにも関わらず、請求権と別個独立に消滅時効にかかってしまったことにより抗弁権を行使できないとするのは不合理である。そうであるならば、上述のように実体法上の権利はいつまでも存在するという理論を前提として、消滅時効にかかった権利であろうと、抗弁権・抗弁的に主張される権利は行使できると考えるべきである。

以上が抗弁権の永久性の理論である。

しかし判例はこの理論を採用していない。

IV. 時効完成の障害事由

IV - 1. 時効の中断

中断の意味

時効の進行中にそれをくつがえすような事情が発生した場合に、それまで経過した期間をまったく無意味にすること。これにより時効期間がゼロになり、また一から時効が進行することになる。

時効の中断の種類

- ・取得時効に関する自然中断：取得時効は、目的物の占有が失われれば中断する（164条）
- ・法定中断：取得時効と消滅時効に共通する中断事由(147条)：

①請求 ②差押え・仮差押え・仮処分 ③承認

※ ①②は債権者による権利行使で、③は債務の存在を明確にする債務者側の行為

中断の根拠

1. 権利行使説 — 実体法説

中断の根拠 真の権利者が権利を行使したところにある。従って、もはや権利が行使されないことを前提として生活関係を築くことは許されなくなるし、権利行使を怠っているとはいえなくなる

2. 権利確定説 — 訴訟法説

中断の根拠 真の権利関係が確定されたところにある。真の権利関係が確定されれば、継続していた事実状態が真実を反映する蓋然性が破られる

時効の中断事由

①請求

1) 裁判上の請求 (149 条)

民事訴訟における訴えの提起のこと。応訴や、破産の申し立てなども裁判上の請求の拡張として認められている

中断効の失効事由 訴えが却下³²され、または取り下げられた場合。

2) 支払督促 (150 条)

3) 和解および調停の申立て (151 条)

4) 破産手続参加等 (152 条)

※ 1)~4)はいずれも権利を実現するために用意された公的手続きにおいて権利の存在が主張され、最終的に確定判決またはそれと同一の効力を有する命令や書面等が発せられるもの。

<債権の一部のみが請求された場合はどの範囲まで時効が中断するか?>

請求趣旨基準説 (判例) 一部請求の趣旨を明示しているかどうかで区別。

- ・ 明示ある場合は請求した範囲でのみ中断し、残部は中断しない³³。
- ・ 明示ない場合は全部について中断³⁴。

根拠 時効中断効は訴訟物の範囲でしか認められず、明示ある場合は債権の一部だけが訴訟物となっているから。

全部中断説 常に全部について時効の中断を認めてよい

根拠 いずれにせよ債権者による権利行使であり、一部請求の趣旨を明示していても基本となる債権全体について存否が判断されるのが普通だから。

5) 催告 (153 条)

以上のような手続きによらず、裁判外で債権者が債務者に債務の履行を求めるもの

効果 権利の実現に直接つながる行為ではなく、6ヶ月以内に他の強力な時効中断手続をとらねば時効中断の効力が生じない。ただしこの催告を繰り返しても時効中断が継続することにはならず³⁵、訴訟を提起するまでの一種のつなぎの役割を果たすに過ぎない。

³² 149 条における「却下」は棄却も含む。大判明治 42・4・30 民録 15 輯 439 頁

³³ 最判昭和 34・2・20 民集 13 卷 2 号 209 頁

³⁴ 最判昭和 45・7・24 民集 24 卷 7 号 1177 頁

³⁵ 大判大正 8・6・30 民録 25 輯 1200 頁

裁判上の催告 裁判上の請求としての要件が満たされない場合でも、権利主張が継続的になされているとして、催告としての効力が認められる場合がある³⁶。

②差押え、仮差押え、仮処分

- ・ 差押え 強制執行手続きにおける最初の段階として、執行機関が債務者の財産の処分を禁止し、その財産を確保する行為（民訴 45 条 1 項）。債権者の申立てにより行われる。
- ・ 仮差押え・仮処分 将来の強制執行による債権の実現の保全などのために、債務者などの財産の現状を維持すべく、その財産の処分を暫定的に禁じるなどの措置を講じる手段。

中断効の失効事由 権利者の請求により、または法律の規定に従っていないという理由で取り消されたとき（154 条）。

③承認

時効によって利益を受けるべき者が、権利者に対して権利の存在を認識していることを表示すること。特別な方式を要しない。明示的な承認がなくても、債務の存在を前提とした行為があれば承認があったものとされる。例：利息の支払い³⁷、一部返済³⁸

承認の能力・権限 相手方の権利についての処分につき行為能力又は権限があることを要しない（156 条）。

根拠 承認は、承認者に不利な行為ではあるが、処分行為ではないため。ただし財産管理能力やその権限がないものは承認をすることができない。成年被後見人は承認できず、未成年者も法定代理人の同意を要することになる（大判昭和 13・2・4 民集 17 卷 7 号 2027 頁）。

各法定中断事由の位置づけ

1.権利行使説

- ① 請求 権利者が相手方に対して債務の履行を請求するのは、まさに権利の行使にほかならない。
- ② 差押え・仮差押え・仮処分 いずれも権利を強制的に実現し、または将来実現するための手段である以上、権利の行使とみることができる。
- ③ 承認 相手方が権利存在の認識を表示したので、権利者がこれを信頼して何もしなかったとしても権利者としては権利行使を怠ったといえない。

³⁶ 例えば、破産の申立てがされた後に、それが取り下げられると中断の効力は認められない（149 条）。しかし申立ての取り下げまでは、債権者は、債務者に対して債務の履行を催告し続けているとみることができる。従ってこの場合、取下げから 6 ヶ月以内に催告以外の強力な中断手段が講じられることにより、中断の効力が維持され则认为られている。最判昭和 45・9・10 民集 24 卷 10 号 1389 頁など

³⁷ 大判昭和 3・3・24 新聞 2873 号 13 頁

³⁸ 大判大正 8・12・26 民録 25 輯 2429 頁

2.権利確定説

- ① 請求 請求が認められることにより、権利が確定される。
- ② 差押え・仮差押え・仮処分 これらが認められることにより、その限度で権利が確定される。
- ③ 承認 自ら権利がないことを認めている以上、継続していた事実状態が真実を反映しているといえなくなる。

3.多元的理解の必要性

権利行使説の限界

- ・ 請求の説明について一単に履行を求めるだけでは足りず、裁判などの正式な手続きに従い請求することが必要であり、それが認められなければ時効は中断しないとされていることを説明できない。
- ・ 承認の説明について一承認は債務者の行為であり、権利者による権利不行使の状態に変化が生じるわけではない。

権利確定説の限界

- ・ 請求した時点、差押え・仮差押え・仮処分の申請をした時点からすでに時効が中断することを説明できない

時効中断の効果

時効が中断されると、それまでに進行してきた時効期間は無意味になり、中断事由の終了とともに新たな時効が進行することになる（157条1項）。

- ・ 中断の効果が生じる時期：請求した時点、差押え・仮差押えまたは仮処分の申請をした時点、承認の時点から
- ・ 中断事由の終了時期 各事由により異なるが、基本的には権利の存在が公に確定された時点。
- ・ 新たな時効の時効期間 原則一従前の時効期間と同じ（例外一174条の2第1項）。
- ・ 中断効の人的範囲原則一相対効 時効中断は、「当事者及びその承継人の間」にてのみ効力が認められる(148条)。(例外一155条、434条、457条1項、458条)

根拠 人の法的行為は原則として他人を益することも害することもないという考え方。

IV－2．時効の停止

停止の意味

時効期間満了の間際に、権利者による時効中断を著しく困難にすると考えられる一定の事由がある場合に、時効の進行を一時的に止めるもの。中断と異なり、それまで経過した期間

が無意味になるのではなく、時効期間がのびるだけ。

時効の停止事由

- ・ 未成年者・成年被後見人に対する時効の停止（158条1項）
- ・ 財産管理者に対する未成年者・成年被後見人の権利の時効の停止（158条2項）
- ・ 夫婦間の権利の時効の停止（159条）
- ・ 相続財産に対する時効の停止（160条）
- ・ 天災・事変による時効の停止（161条）

V. 時効の援用と時効利益の放棄

時効の援用とは

時効が完成したからといって直ちに時効の効果が発生するわけではない。時効によって利益を受けるものが、その旨の意思表示を行う必要がある。なぜ援用が必要なのか、援用をどのように位置づけるのか、という点で学説が対立している。

時効援用の法的性質

援用の性質は時効の完成との関係で論じられる。つまり時効の効果がどの時点で発生するのか、という問題である。

1. 確定効果説（攻撃防御方法説）

まず一つめは、時効の完成によって権利の取得や消滅などの効果が確定的に生じているが、裁判上では、援用がない限り、その効果は認められないとする確定効果説である。時効制度が非権利者保護のために存在すると解する立場からすると、裁判上で時効を主張するのは非権利者であり、その主張の仕方は、訴訟上の主張（権利が自分に属するという主張）を基礎づける判断事実の提出、というかたちになる。この判断事実の提出を攻撃防御方法の提出とよぶことから、攻撃防御方法説とも呼ばれる。

2. 不確定効果説

二つめは、権利の取得や消滅という実体法上の効果が発生するためには時効の完成だけでは足りず、援用も必要であるとする説である。援用をどこに位置づけるかで3説に分かれる。

A. 停止条件説

時効の効果は完成だけでは発生しないが、援用されれば完成の時点に遡って効果が発生していたものとする説である。判例はこの立場に立っているようである。

B. 解除条件説

不確定的に発生した時効の効果を時効利益の放棄によって確定的に消滅させるとする考え方。時効の援用というよりは、時効利益の放棄を、効果消滅の条件と考えるのでこのように呼ばれる。

C. 要件説

時効の完成によっては効果が発生しないことはもちろん、時効の援用によって初めて効果が発生するとする説である。

3. 訴訟法説（法定証拠提出説）

上の二説に対し、時効は実体法上の権利得喪原因ではなく、裁判で援用することにより、実際の権利得喪原因の証明が困難な場合に、その証明を要することなく権利得喪の裁判を受けることが出来るようにするための制度、つまり、権利者保護に重点を置く考え方である。裁判上で時効を主張するのは実際の権利者であり、権利が自分に属することや債務を弁済したことを証明できない時に、一定の事実状態の継続を法定証拠として提出することになるので、法定証拠提出説と呼ばれる。

援用権者

民 145 条によると、時効の援用は「当事者」が行うとされているが、この「当事者」とは誰のことを指すのか。

判例は一貫して「当事者」とは、「時効によって直接に利益を受けるべき者」としている。しかし、ところどころに判断の変更が見られるため、この基準の実質を考えなければならない。

- ・ 具体例

①債務者

時効によって消滅する債務の債務者は言うまでもなく、時効によって直接、義務を免れるため、民 145 条の「当事者」の典型例である。連帯債務者も同様であるが、一人の債務者が援用を行っても、他の債務者には影響しない。

②保証人（大判大正 4.12.11 民録 21 輯 2051 頁）

保証債務は主たる債務とその運命を共にする。したがって、主たる債務が消滅すればその付従性によって保証債務も消滅する。したがって、保証人が主たる債務の時効消滅を援用することによって債務の消滅という利益を直接的に受けるということができるので、援用は認められている。連帯保証人（大判昭和 7.6.21 民集 21 卷 8 号 2110 頁）も同様であるが、一人の保証人が援用を行っても、他の保証人には影響しない。

③物上保証人

ケース 1 -----

X が Y から 3000 万円を借り入れる際に、A は、所有する土地甲に抵当権の設定を受けた。しかし、X は返済できなくなり、5 年以上が経過してから Y は甲に設定された抵当権の実行を裁判所に申し立てたが、A は、X の債務についてはすでに時効が完成しているとして異議を申し立てた。

この場合、A は物上保証人になるが、A が X の債務の時効消滅を援用できるかどうかについては、裁判に変更が見られる。旧判例（大判明治 43.1.25 民録 16 輯 22 頁）では、A は X の債務の時効消滅によって直接的に義務を免れるわけではなく、間接的に負担を免れるだけであり、「時効により直接利益を受ける者」にあたらぬとしていた。しかし、現判例（最判昭和 42.10.27 民集 21 巻 8 号 2110 頁）では、Y の抵当権が実行されると、A は甲についての所有権を失う。従って、A も X の債務の時効消滅により、権利の喪失を免れるという利益を直接的に受ける地位にあり、時効を援用することが認められるようになった。

④抵当不動産の第三取得者

上のケースで、Y が抵当権を実行する前に B が A から甲を譲り受けていた場合に、B が X の債務についての消滅時効を援用できるかどうかであるが、B は物上保証人 A の地位を包括的に承継していると考えられるので、③の内容がそのまま当てはまるため、時効の援用が認められる。ここでも判例に変更が見られる。

（旧判例：前掲大判明治 43.1.25、現判例：最判昭和 48.12.14 民集 27 巻 11 号 1586 頁）

⑤詐害行為の受益者

ケース 2 -----

X が Y から 3000 万円を借り入れたが、返済に窮するようになった。それから 5 年以上が経過した後、支払い不能に陥った X は、債務の追求を逃れるために唯一の財産である土地甲を内縁の妻 Z に贈与し登記も移転した。そこで Y は、X の行為が詐害行為に当たるとして、その取り消しと登記の抹消を求めたが、Z がすでに X の債務について時効が完成している以上、Y の詐害行為取消請求権も消滅していると主張し、請求を拒否した。

無資力の債務者が、その債務の追及を逃れるために残りの財産を他人に贈与するなどして処分すると、債権者はその債権を回収できなくなる。このように、債務者が、債権者を害すると知ってした行為を詐害行為といい、債権者は、債務者が行った詐害行為の取消を裁判所に請求することができる（424条1項）。このケースにおいては、Z は詐害行為の受益者であるが、Z に援用が認められるかどうかについては判例に変更があった。旧判例（大判昭和 3.11.8 民集 7 巻 980 頁）では Z は X の債務の時効によって直接に義務を免れるわけではなく、取消権が消滅す

る結果、間接的に利益を得るだけであり、「時効により直接利益を受ける者」にあたらない、としていた。しかし、現判例（最判平成 10.6.22 民集 52 卷 4 号 1195 頁）では Y が詐害行為を取り消すと、Z は詐害行為によって取得していた甲の所有権を失う。ということは、X の債務が消滅すれば、Y の債権も消滅し、その一部である詐害行為取消権も消滅するので、Z は権利の喪失を免れる、という利益を直接受ける地位にあるので、時効の援用が認められるとした。

⑥一般債権者（大判大正 8.7.4 民録 25 輯 1215 頁）

ケース 3 -----

X が Y から 500 万円借り入れた。その 3 年後、今度は X が Z から 500 万円を借り入れた。さらにその 3 年後に、X は返済不能に陥ったため、Z が X 所有の土地甲を差し押さえ、競売の申し立てをしたので Y も配当要求をした。しかし、Z は Y に対する X の債務は時効消滅しているとして、意義を申し立てた。

この場合、Z はほかの債権者と平等に X の財産から債権を回収する権利しか持っていない。したがって、ほかの債権者 Y に対する X の債務が消滅しても、Z の権利自体の変化が生じない。以上から、Y のような一般債権者は「時効により直接利益を受ける者」にはあたらないため、援用は認められない、とされている。

⑦目的不動産上に建てられた建物の賃借人（最判昭和 44.7.15 民集 23 卷 8 号 1520 頁）

ケース 4 -----

X は Y 所有の土地甲も自分の土地に含まれると信じて占有していた。X が甲の上に建物乙を建てて、乙を Z に賃貸していた。X が占有を始めて 20 年あまりが経過してから Y が立ち退きを求めてきた。

Z が X の取得時効を援用できるかどうかという問題であるが、判例は Z の援用を認めないとしている。X が甲を時効取得することによって利益を得るのはあくまでも X 本人であり、Z は X が甲を取得した結果、間接的に利益を受けるに過ぎず、Z は「時効により利益を受ける者」にはあたらない、と解されている。

⑧目的不動産の賃借人（東京高判昭和 47.2.28.判例時報 662 号 47 頁）

ケース 5 -----

X は Y 所有の土地甲を自分の土地に含まれると信じて占有していた。X は甲を Z に賃貸し、Z が甲の上に建物乙を建てて住んでいた。X が所有を開始してから 20 年あまりが経過した後、Y が立ち退きを求めてきたが、Z は、X が甲を時効取得したため、立ち退く必要はないと主張した。

ZがXの甲についての取得時効を援用できるかという問題であるが、判例はZの援用を認めていない。上の⑦と同様に、時効によって利益を受けるのは本人Xであり、Zが直接利益を受けるのではないため、Zは「時効により直接利益を受ける者」にはあたらないからである。

⑨後順位抵当権者（最判平成11.10.21民集53巻7号1190頁）

ケース6 -----
XがYから3000万円を借り入れる際にX所有の土地甲に抵当権を設定した。その1年後、Xは返済不能に陥ったが、Yが様子を見ているうちにXはさらにZから2000万円を借り入れ、その担保として甲に二番抵当権を設定した。その後、Yに対するXの債務の返済期から5年以上が経過してからZは、Yに対するXの債務は時効消滅したとして、Yの一番抵当権の抹消を求めた。

Zはもともと土地甲の価格からYの被担保債権額を差し引いた価額についてのみ優先弁済を受ける地位を有している。Yの一番抵当権が消滅することによって、Zの債権回収額は増えるかもしれないが、この利益は、抵当権の順位が上昇することによってもたらされる反射的なものに過ぎないのであり、さらに、このZの援用が認められなくても、Zはもともと有する地位を損なうわけではないため、後順位抵当権者の時効の援用は認められていない。

・ ①～⑨より考察できる援用権者確定基準

判例の一般的定式である「時効により直接利益を受ける者」の内容を説明するために「法律関係の直接性」という要素がよく挙げられるが、これではトートロジーに陥ってしまうように思われる。そこで、援用権者であるか否かを確定する際に考えるべきポイントとして有力なのは、取得時効においては「消滅する権利と、取得される権利の等価性」、消滅時効においては「消滅する権利と、それによって生じる利益の等価性」である。財産権を時効制度によって喪失させるのは簡単に認められるべきではなく、それなりの理由が必要である。つまり「援用により失われる利益」と「援用しなければ失われる利益」が等価である場合に援用は認められると考えられる。（佐久間I424頁）

時効の効果

- ・ 原始取得
承継取得ではなく、新たに権利を取得する。
- ・ 他権利の反射的消滅
取得時効：時効により取得された権利と相容れない権利は反射的に消滅する
消滅時効：消滅した財産権に関する権利は反射的に消滅する
- ・ 相対効
援用権者が複数いる場合、一人の援用権者が援用を行っても、ほかの援用権者には影響し

ない。

- ・ 遡及効

上記の効果は起算日に遡って生じる。

援用の効果が及ぶ範囲

援用権者が複数いる場合にそのうちの一人がした援用の効果は本人が直接利益を受ける限りにおいて効果が発生する。すなわち、一人の援用権者が援用をしても、他の援用権者には効果を生じない。時効の効果は当事者の財産権の保護がなされるものであればそれで足り、他の援用権者にまでその効果を及ぼすことになれば、それは他人の法律関係への不当な介入になり、適当でない。

時効利益の放棄とは

時効の利益を受けるかどうかは当事者の意思に委ねられている。時効が非権利者の保護のために働く場合に、本来受けるはずでなかった利益を甘受するのを潔しとしない人もいるだろう。そこで、時効によって生じる利益を、一方的な意思表示によって放棄することができる。これが時効利益の放棄である。時効利益を放棄したものはすでに完成した時効を援用することが出来なくなる。もっとも、一度利益を放棄した時効を援用できなくなるだけで、放棄の時点から新たな時効期間が進行するとされている。また、援用と同様に、複数の援用権者がいる場合にその一人が時効利益を放棄しても、他の援用権者には影響しない。

時効利益の事前放棄の禁止

時効の利益を受けるかどうかは、当事者に委ねられている。しかし、契約に際して、債権者のほうが債務者よりも立場的に強いことが少なくない。こうした場合に、債権者が契約時に、その立場を利用して、債務者に強制的に時効利益を放棄させるという事態が起こりうる。これは望ましくないので、民法は、あらかじめ時効の利益を放棄することができないと定めている。ここでいう「あらかじめ」とは、時効完成前を指す。もっとも、時効利益の事前放棄を禁止することの合理性が問われてもいる。上のようなケースが起こった場合は公序良俗違反による無効が考えられるし、私的自治の原則からも事前放棄を認めてもよいという批判もある。

時効完成後の自認行為

おもに、消滅時効の完成後に、債務者がその債務の存在を前提とするような行動をとることを時効完成後の自認行為という。自認行為は、債権者から見れば、時効利益の放棄と同視することができよう。債務者が自認行為を行った場合は、どのように処理されるのか。かつての判例は、自認行為は、時効完成を知ってそれを行ったものと推定すべきだと解していた。しかし、普通、時効の完成を知っている者が時効の利益を明示的に放棄することなしに

その債務の存在を前提とした行為をするということは考えにくく、むしろ、完成を知らなかったからこそ消滅している債務の存在を前提に行為することがほとんどであり、自認行為を時効利益の放棄と推定することはできないという学説の強い批判があった。そこで現在の判例は時効完成後の自認行為に関する法律構成を変更している。時効完成後の自認行為を時効利益の放棄と推定することは出来ないが、時効の完成後に自認行為を行ったものは、信義則上、もはやその時効を援用できない、としている。これは、自認行為を行った者が態度を一変させて時効を援用するという矛盾的態度を禁止し、自認行為を受けた相手方の、債務者はもはや時効を援用しないだろうという期待を保護することを目的とする。

<参考文献>

- ・ 幾代 幾代通『民法総則』〔第2版〕青林書院 1984
- ・ 内田 内田貴『民法Ⅰ 総則・物権総論』〔第3版〕東京大学出版会 2005
- ・ 河上 河上正二『民法総則講義』日本評論社 2007
- ・ 佐久間Ⅰ 佐久間毅『民法の基礎1 総則』〔第3版〕有斐閣 2008
- ・ 佐久間Ⅱ 佐久間毅『民法の基礎2 物権』2006
- ・ 潮見 潮見佳男『民法総則講義』有斐閣 2005
- ・ 四宮＝能見 四宮和夫 能見善久 『民法総則』〔第7版〕弘文堂 2005
- ・ 山本 山本敬三 『民法講義Ⅰ 総則』〔第2版〕有斐閣 2005
- ・ 内田ほか 内田貴 大村敦志『民法の争点』有斐閣 2007